

野田市太陽光発電設備の設置の規制等
に関する条例の手引き
(令和6年12月1日版)

問合せ先

野田市環境部環境保全課

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1

1 条例の概要

野田市では、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図るため、「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定し、平成31年4月から施行しました。

また、地域住民等への住民説明会の開催や太陽光発電設備の廃棄費用積立状況の市への報告を義務化するため、同条例を改正し、令和3年4月から施行しております。

この度、事業者の破綻による太陽光発電設備の放置や、これに伴う災害の発生、景観の悪化を防止すること等を目的に、これまでの届出制を改め許可制を導入するため、これまでの条例を全面的に改正し、「野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」として令和6年1月1日から施行しました。

この条例では、市域全域を災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な抑制区域として指定し、10kW以上の太陽光発電設備（建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する場合は対象外）を使用した事業について許可の対象としています。

※令和6年1月1日以前に改正前条例第8条第1項の事前協議を開始している太陽光事業については、改正前の条例の規定を適用します。

2 用語の説明

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根若しくは屋上又は壁面に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）
設置事業	太陽光発電設備の設置を行う事業 （盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）
発電事業	太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業
太陽光事業	設置事業及び発電事業の総称
事業者	設置事業又は発電事業（以下「太陽光事業」という。）を行う者
事業区域	太陽光事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域
地域住民	事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する者
近隣関係者	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者
地域住民等	地域住民及び近隣関係者の総称

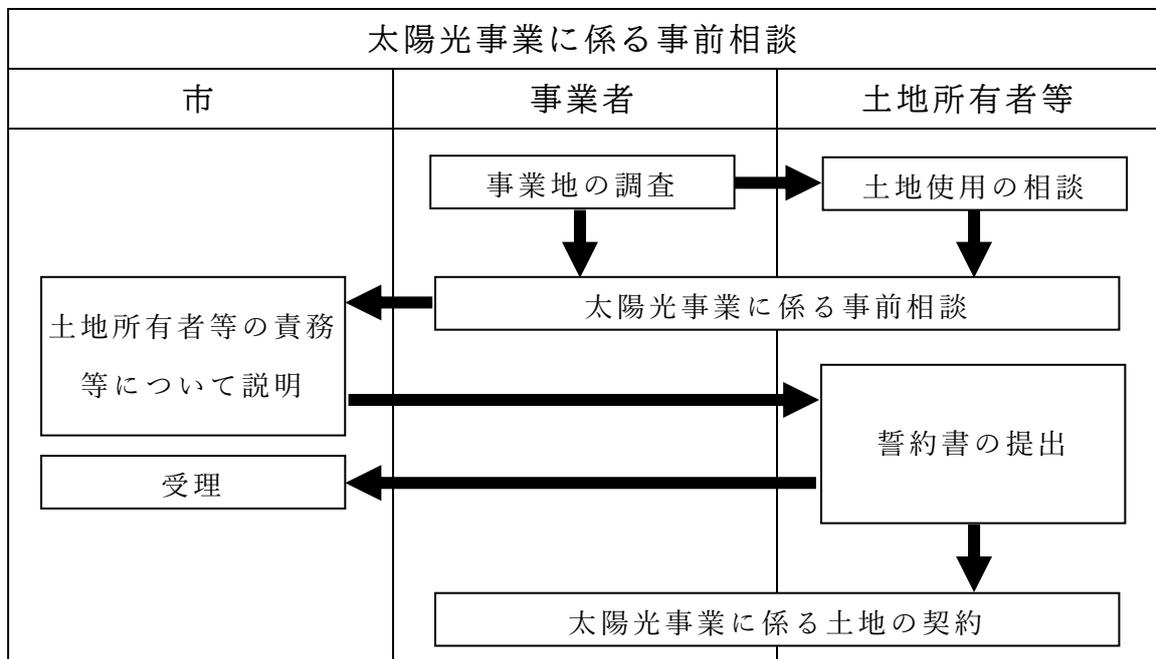
3 抑制区域

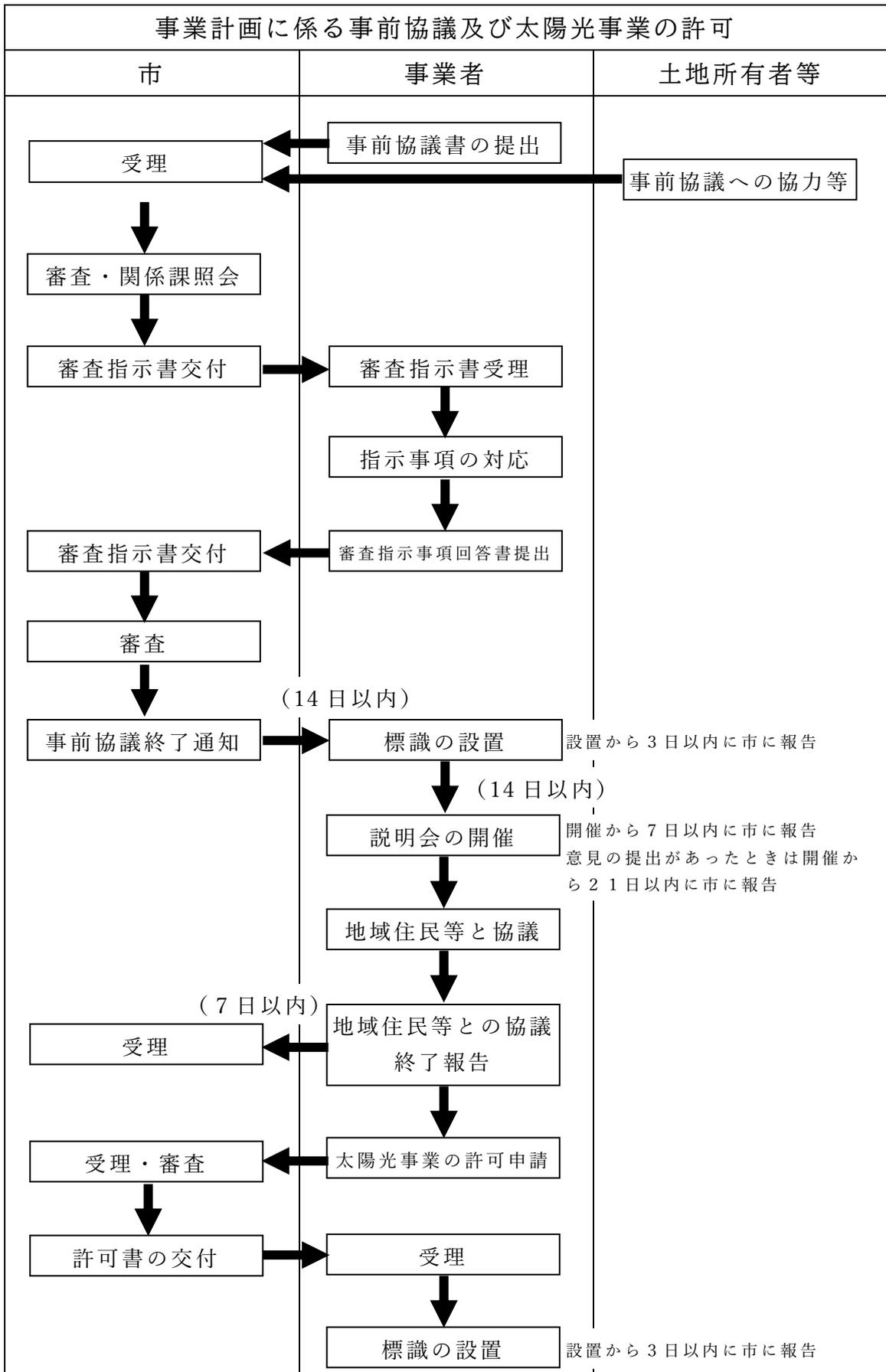
本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が特に必要な地区として野田市全域を抑制区域に指定します。

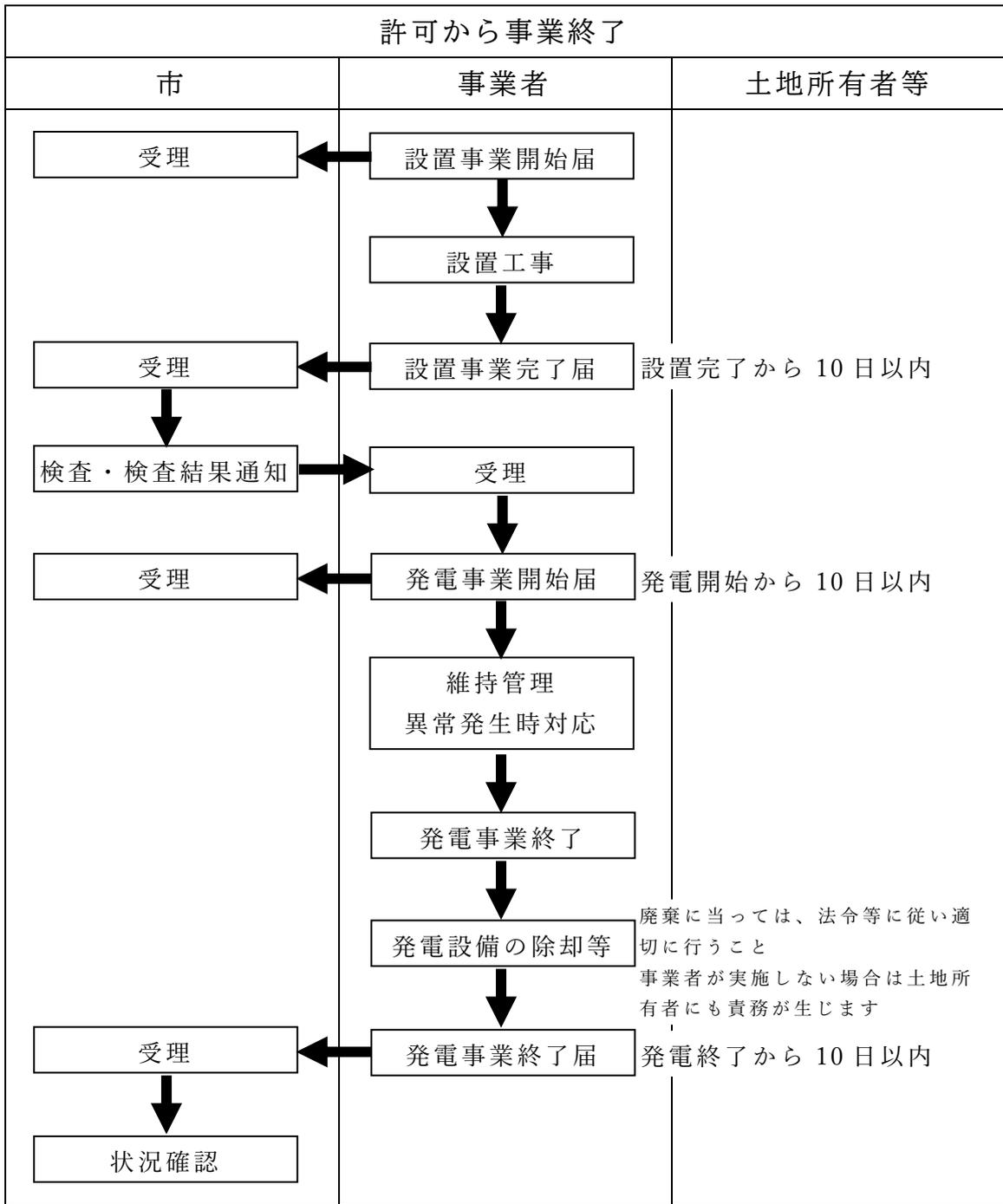
4 許可を要する太陽光事業

発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備を使用した太陽光事業を実施する場合は、市長の許可を受ける必要があります。

5 太陽光事業の流れ







6 各主体の責務

(1) 市の責務

- ・ 条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずる。

(2) 土地所有者等の責務

- ・ 抑制区域内の土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し土地を提供しようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努める。
- ・ 抑制区域内の土地の所有者は、事業者が、発電事業を終了した場合、太陽光事業を廃止した場合又は太陽光事業の中止を命じられた場合において、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じないときは、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他必要な措置を講ずる責務を有する。

(3) 事業者の責務

- ・ 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民等との良好な関係を保たなければならない。
- ・ 事業者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し太陽光事業を譲渡しようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該太陽光事業を譲渡することのないよう努めなければならない。

7 太陽光事業に係る事前相談等

(1) 事前相談

抑制区域内において土地を借りるなどして太陽光事業を行おうとする場合、事業者と土地所有者は、土地に係る契約を行う前に市と相談する必要があります。相談に当たり土地所有者は当該土地を所有することを証明できる書類（固定資産税の課税通知や登記簿謄本等と本人確認書類）をお持ちください。

また、土地所有者が高齢等で来庁できない場合等は、市にご相談ください。

(2) 誓約書

土地所有者は、太陽光事業の為に土地を使用させる場合、本条例に規定される土地所有者の責務について理解した上で土地を提供するものであり、必要に応じて土地所有者等の責務を履行する旨の誓約書を市長に提出する必要があります。

なお、土地を借りて事業を実施する事業者は、本誓約書の提出がない場合、不許可となります。

※令和6年1月1日以降に開始する太陽光事業で、同日より前に土地に係る契約を行っている場合は、事後になりますが速やかに本条例に基づき相談を行う必要があります。

8 太陽光事業に係る事業計画

太陽光事業については、実施しようとする事業に係る事業計画を定め市長の許可を受ける必要があります。

事業計画には次の内容を定める必要があります。

【事業計画に定める事項】

- ・事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
- ・事業区域内の土地の所在、地番、地目及び面積
- ・設置事業において工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・設置事業を完了したときにおける土地の形状
- ・太陽光発電設備を設置する位置
- ・設置する太陽光発電設備の構造
- ・設置事業の工程計画
- ・設置する太陽光発電設備の最大出力
- ・太陽光事業の期間
- ・自然環境の保護のための方策
- ・景観の保護のための方策
- ・排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- ・太陽光の反射等による生活環境への被害を防止するための措置
- ・前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措置
- ・太陽光事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
- ・発電事業における太陽光発電設備及び事業区域の維持管理の計画
- ・発電事業における異常又は災害の発生の際の対応の計画
- ・発電事業を終了した後の太陽光発電設備の撤去に関する計画及び撤去費用の積立てに関する計画
- ・太陽光事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条

第5号に規定する特定契約又は同法第2条の7第1項に規定する
一時調達契約の締結の状況

9 太陽光事業の許可基準等

(1) 太陽光事業は以下の基準を満たす必要があります。

- ① 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - ・ 事業区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分にとられていること。
 - ・ 事業区域内及び事業区域に隣接する土地に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が太陽光発電設備の設置並びに事業区域への進入路及び排水施設等の設置のための必要最小限の範囲のものであること。
- ② 事業区域の周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - ・ 太陽光発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
 - ・ 事業区域と事業区域に隣接する土地との間に次に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ次に定める幅の緩衝帯が設けられていること。
 - ア 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上
 - イ 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上
 - ウ 1ヘクタール以上 幅3メートル以上
 - ・ 太陽光発電設備が周辺の道路及び公共空地並びに事業区域に隣接する住宅の敷地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。(別記参照)
 - ・ 文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第109条第1項の史跡、千葉県文化財保護条例第4条第1項の千葉県指定有形文化財、同条例第34条第1項の千葉県指定史跡及び野田市文化財保護条例第4条第1項の野田市指定文化財等の景観を阻害しないように配慮がされていること。
- ③ 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - ・ 事業区域内に砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地を含

まないこと。

- ・事業区域内に地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
 - ・事業区域内に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
 - ・事業区域内に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。
 - ・事業区域内に森林法第25条第1項の保安林を含まないこと。
 - ・事業区域内に河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域を含まないこと。
- ④ 設置事業を完了したときにおける事業区域に係る太陽光発電設備を設置した地盤面の高さ、のり面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- ・事業区域外において、事業区域への進入路及び排水施設等の設置のため盛土、切土等の土地の造成を行う場合は、当該造成が必要最小限の範囲のものであること。
 - ・事業区域内におけるのり面の勾配が、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
 - ・前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（令和元年6月28日国都防第3号）の基準に適合したものであること。
- ⑤ 排水施設、擁壁その他の施設が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- ・事業区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。
 - ・排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
 - ・擁壁を設置する場合は、当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等

規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を設置する場合にあっては、当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定に、それぞれ適合すること。

- ・ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- ⑥ 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
 - ・ 軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の必要な措置が講じられていること。
 - ・ 地山と盛土部分との間にすべりが生じないように段切りその他の必要な措置が講じられていること。
 - ・ 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
 - ・ 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。
- ⑦ 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - ・ 事業区域は、工事車両等の通行に支障のない幅員を有している道路に接していること。
 - ・ 事業区域は、その区域内に車両等が進入することに支障のない道路に接していること。
 - ・ 大型車の通行等による既存の道路、河川、水路その他公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
 - ・ 搬入車両の通行に当たり道路法第47条の2第1項の許可を要する場合は、当該許可を受けていること又はその見込みがあること。
 - ・ 道路に近接して太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策が講じられていること。
- ⑧ 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害を防止するための

措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

- ・ 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
 - ・ 太陽光発電設備から発生する騒音及び振動が事業区域及び周辺地域の騒音及び振動の規制基準に適合していること。
 - ・ 発電事業中において、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
 - ・ 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を必要最小限とするものであること。
- ⑨ 設置する太陽光発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- ⑩ 市の総合計画、環境基本計画、都市計画その他の将来計画に即した事業計画となっていること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は許可できません。

- ① 抑制区域内の土地を借りて太陽光事業を行う場合で、土地所有者の誓約書の提出されていない場合
- ② 許可を受けようとする太陽光事業について、事前協議終了通知書の交付を受けていない場合
- ③ 標識の設置、住民説明会の開催、地域住民等からの意見の申出又は地域住民等から申出のあった意見についての協議に関する報告がなされていない場合
- ④ 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
- ⑤ 事業者（法人である場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該事業者の経営に関与している者又は当該事業者の業務に係る契約を締結する権原を有する者。））が本条例による許可事業について、許可を取り消されてから5年を経過しない者である場合

- ⑥ 事業者又は設置事業において工事を行う者（法人である場合は、その役員等）が野田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者である場合

10 事業計画に係る事前協議等

(1) 事前協議書の提出

太陽光事業に係る許可申請（変更許可申請を含む）を行おうとする場合、事業者は市と許可を受けようとする太陽光事業の事業計画について事前協議を行う必要があります。事前協議には土地所有者等も協力し、市からの参加要請があった場合は応じていただきます。

事前協議に当たっては、事業計画に係る事前協議書に次の資料を添付して市長に提出してください。

なお、事前協議が完了した場合は、市から事前協議終了通知書を交付します。

【事前協議書添付書類】

- ・ 事業計画書
- ・ 事業者及び設置事業において工事を行う者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- ・ 事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類（融資証明書、銀行の残高証明書等）
- ・ 事業者及び設置事業において工事を行う者が条例第11条第2項第6号に該当しないことを誓約する書類
- ・ 事業区域の位置を示す図面
- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 造成計画平面図及び断面図
- ・ 排水計画平面図及び断面図
- ・ 擁壁の背面図及び断面図
- ・ 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- ・ 立地環境に関する概要書
- ・ 自ら所有していない土地において太陽光事業を行う場合にあっては、事業者が当該土地を太陽光事業に使用することについての当該土地の所有者の同意書
- ・ その他市長が必要と認める書類

注) 変更許可申請に係る事前協議においては、上記添付書類のうち変

更があったもののみの添付で構いません。

(2) 事前協議の実施

提出された事前協議書について市は内容を審査し、許可基準に適合しない場合は、助言又は指導を行います。助言等に基づく措置をとることができないと判断された場合は、事前協議を取り下げさせていただきます。

(3) 標識の設置

事前協議終了通知書の交付を受けた場合は、交付の日から14日以内に、太陽光事業の事業計画について地域住民等に周知するため、標識（太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ）を設置してください。なお、本標識については、本条例による許可を受け、設置事業に着手するまでの間設置する必要があります。表示する内容は様式を確認してください。

また、標識を設置したときは、設置した日から起算して3日以内に市に報告してください。

【標識を設置したときの報告】

- ・ 標識設置報告書
- ・ 標識を設置した場所が明示された図面
- ・ 標識の設置の状況及び標識に記載された内容がわかる写真

(4) 説明会の開催

事前協議終了通知書の交付を受けた場合は、標識を設置した日から14日以内に、地域住民等の理解を得るよう、地域住民等に対し、事業計画についての説明会を開催してください。

ただし、変更許可の場合で、事前協議において変更内容が地域住民等への影響がないと判断される場合は、開催不要となる場合があります。

また、説明会を開催したときは、開催した日から起算して14日以内に市に報告してください。

【説明会を開催したときの報告】

- ・ 説明会開催報告書
- ・ 当該説明会において配布した資料

- ・その他市長が必要と認める書類

(5) 地域住民等との協議等

地域住民等は事業者に対し、当該事業計画について意見を申し出ることができます。

事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、申出をした地域住民等に意見に対する見解書を提出した上で十分協議し、地域住民等の理解を得るようにしてください。

また、地域住民等から意見の提出があった場合は説明会の開催から起算して21日以内に、地域住民等と協議を行った場合は協議終了起算してから7日以内に市に報告してください。

【地域住民から意見の申出があった場合の報告】

- ・意見書の写し

【地域住民から申出のあった意見に対する協議の報告】

- ・協議状況報告書
- ・見解書の写し

11 太陽光事業の許可手続

(1) 太陽光事業の許可申請

事業者は、事前協議が終了し、住民説明会等を開催し、地域住民等の理解を得られた後、当該太陽光事業に係る許可申請を行ってください。

なお、許可申請書には次の書類の添付が必要です。(その他の資料については事前協議において提出していただいた資料で確認しますが、住民説明会等で変更等があった場合は、変更のあった資料の添付もお願いします。)

【許可申請書添付資料】

- ・ 太陽光事業終了後の太陽光発電設備の撤去に関する確約書
- ・ 事前協議終了通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

(2) 太陽光事業の許可

市は、事業者から提出された許可申請書をもとに審査の上、許可、不許可の判断を行い、太陽光事業許可（不許可）通知書を交付します。

許可に当たり、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要があると認める場合に、許可条件として事業区域の状況等によるもののほか、以下の項目を付すことがあります。

【設置事業】

工事期間中の安全対策

建設機器等による周辺への影響の防止

工事車両等による周辺への影響の防止

除草剤散布による周辺への影響の防止

異常又は災害発生時の対応

【発電事業】

事業区域の清掃等

除草剤散布による周辺への影響の防止

設置した施設等の維持管理

事業区域への侵入防止
苦情又は要望対応

12 地域住民等への周知等

(1) 標識の設置

本条例による許可を受けたときは、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該事業区域に規則で定める標識（太陽光事業のお知らせ）を設置してください。表示する内容は様式を確認してください。

(2) 太陽光発電設備の搬入車両への表示

許可を受けた太陽光事業で使用する設備を搬入する車両には、当該許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨及び許可事業者の氏名（法人の場合はその名称。）を表示してください。

なお、許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨は日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 4 0 ポイント以上の大きさの文字で、許可事業者の氏名については日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上の大きさの文字を使用し、認識しやすい色の文字で搬入車両の両側面に鮮明に表示してください。

(3) 関係書類の閲覧

事業者は、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該許可に関する書類等の写しを、地域住民等その他当該太陽光事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者（借地により農業等を行う者、太陽光発電設備に影響を受ける設備等を所有する者等）の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

なお、閲覧については、閲覧させる場所、時間、手続の方法をあらかじめ定めて市に報告してください。

13 設置事業及び発電事業に係る届出

(1) 設置事業

① 設置事業着手届

設置事業に着手するときは、開始前に届出を行ってください。

② 設置事業完了届

設置事業を完了したときは、完了した日から10日以内に届出を行ってください。市は届出に基づき許可内容に適合しているか検査を行い、結果を事業者に通知します。

許可内容に適合しないと判断された場合は、事業者に対し必要な措置を講ずるよう命令を行います。

なお、本命令は、野田市行政手続条例に規定する不利益処分に該当するため、同条例の手続に従い実施します。

③ 設置事業中止・再開届

設置事業を中止又は再開する場合は、事前に届出を行ってください。ただし、設置事業を注視して1年以上再開しない場合は許可を取り消すことがあります。

(2) 発電事業

① 発電事業開始届

発電事業を開始したときは、開始した日から10日以内に届出を行ってください。

② 発電事業終了届

発電事業を終了したときは、終了した日から10日以内に届出を行ってください。なお、本届出を行う前に当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じてください。

また、市は届出に基づき、事業区域の状況を確認し、必要な措置が講じられていないと判断されたときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう命令を行います。

なお、本命令は、野田市行政手続条例に規定する不利益処分に該当するため、同条例の手続に従い実施します。

(3) 事業廃止

① 事業廃止届

許可を受けた太陽光事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止した事業で使用していた太陽光発電設備が事業計画に定めた耐用年数に達しておらず、か

つ、同事業区域において他の事業者が改めて許可を受けて太陽光事業を行う場合を除き、本届出を行う前に太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じてください。

また、市は届出に基づき、事業区域の状況を確認し、必要な措置が講じられていないと判断されたときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう命令を行います。

なお、本命令は、野田市行政手続条例に規定する不利益処分^に該当するため、同条例の手続に従い実施します。

14 報告等

(1) 太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定に基づき、経済産業大臣に当該太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報の提供をした場合（電子申請により行った場合を含む。）は、その写し（電子申請を行った場合については、その内容を印刷したもの）を10日以内に報告してください。

また、廃棄費用の積立状況についてホームページ等で公表している場合は、そのURLもご提示ください。

(2) 異常又は災害の報告

発電事業において異常又は災害が発生したときは、事業計画に規定する異常又は災害の発生の際の対応の計画に基づく対応を取った上で、異常等の内容、対応方法等について10日以内に、報告してください。

注) 事業者が必要な報告を行わない場合は、市から報告の提出等について勧告を行う場合があります。

15 太陽光発電設備の廃棄

抑制区域において使用した太陽光発電設備（太陽光事業を途中で中断した場合を含む。）を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に

関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、廃棄する者の責任において適正に処理してください。

この規定については、改正後の本条例の施行前に開始した太陽光事業についても適用されます。

16 太陽光事業の変更許可手続

(1) 太陽光事業の変更許可申請

許可を受けた太陽光事業の事業計画に変更が生じたときは、下記の場合を除き変更事項について許可を受ける必要があります。なお、変更許可申請に当たっては、市と事前協議を行う必要があります。

また、事業者の実体が変わる場合は、第10条第2項第1号の事業者の氏名等の変更にも該当しますが、新たな事業者は第10条第1項の許可を受けた事業者ではないため、新たに許可を受ける必要があります。太陽光事業を譲渡した場合は、第19条第1項に基づく太陽光事業の譲渡の届出を太陽光事業を譲渡する60日以上前に提出してください。

【変更許可が不要な事項】

- ・事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）の変更
- ・設置事業において工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更（設置事業において工事を行う者に変更がある場合を除く。）
- ・設置事業の工程計画の変更
- ・太陽光事業の期間の変更

また、申請に当たっては次の書類を添付してください。

- ・当該変更に係る事前協議終了通知書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 太陽光事業変更の届出

(1) において変更許可が不要な事項としたものについて変更が

あった場合は、軽微変更届出書の提出が必要です。なお、「設置事業の工程計画」の変更については、設置事業の着手届等で確認するため、本届出の提出は不要です。

17 許可事業の譲渡又は地位の承継

(1) 許可事業の譲渡届出

許可を受けた太陽光事業を譲渡（相続、合併又は分割により太陽光事業を承継させる場合を除く。）しようとするときは、譲渡しようとする日の60日前までに届出を行ってください。なお、譲渡に当たり、相手方が太陽光事業を継続する場合は、改めて市から許可を受けることが必要であることを説明してください。

(2) 地位の承継

許可を受けた事業の全部を相続した場合や、法人の合併等により事業の全部を承継した場合は、相続等をした者にこの条例による地位が承継されます。

地位を承継した場合は、承継された太陽光事業の許可に付された許可に付された条件を遵守しなければなりません。

また、地位の承継があったときは、承継した日から10日以内に届出を行ってください。

18 立入調査

市では、太陽光事業者に対し許可を受けた太陽光事業に関する報告や資料の提出を求めることがあります。

また、市職員が、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、太陽光事業に関する事項についての調査等を行うことがあります。

なお、立入調査をする場合は、証明書を携帯し、関係者の求めに応じて提示します。

立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならないことを規定します。

19 措置命令等及び許可取消

(1) 措置命令等

市は次のいずれかに該当する場合に命令を行うことがあります。

- ・ 許可事業者が太陽光事業を許可を受けた事業計画に従って行っていないと認めるとき
- ・ 太陽光事業の許可又は変更許可を受けずに太陽光事業を行った場合
- ・ 許可事業者が行う太陽光事業が許可基準を充足していないこととなったとき又は許可に付された条件に違反したとき
- ・ 太陽光事業に関し必要な報告を行わず、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったとき
- ・ 設置事業完了届に基づき市が検査を行った結果、許可内容に適合しないと認めるとき
- ・ 発電事業終了届を提出する前に、太陽光発電設備の除却等必要な措置が取られていないとき
- ・ 太陽光事業廃止届を提出する前に、太陽光発電設備の除却等必要な措置が取られていないとき
- ・ 許可の取消しをされたとき

注) 上記命令は、野田市行政手続条例に規定する不利益処分に該当するため、同条例の手続に従い実施します。

(2) 許可の取消し

市は次のいずれかに該当する場合に太陽光事業の許可を取り消すことがあります。

- ・ 不正な手段により、許可又は変更許可を受けたとき
- ・ 許可又は変更許可を受けてから1年以内に設置事業に着手しないとき
- ・ 許可又は変更許可を受けた事業を引き続き1年以上行っていないとき
- ・ 第11条第2項第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき
- ・ 必要な変更許可を受けずに太陽光事業を行ったとき
- ・ 措置命令等に違反したとき
- ・ この条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正

行為を行ったとき

注) 許可の取消しは、野田市行政手続条例に規定する不利益処分に該当するため、同条例の手続に従い実施します。

20 公表

本条例に基づく命令に違反したとき、許可を取り消されたとき又は届出等において虚偽記載の不正行為を行ったと認めるときは、事業者の氏名及び住所、公表に至った理由について、インターネットやその他の適切な方法により公表することがあります。

なお、公表に当たって事業者は、公表事項について意見を述べることができます。

別記 目隠しフェンスの設置基準について

1 目隠しフェンスとすべき箇所

道路、公共空地、隣接する住宅の敷地から事業区域内が見えないようにするために必要な部分に設置してください。例えば、道路境界と平行な面だけでなく、道路から斜めに見通せる部分については対象となります。

※ 道路 道路は道路交通法第2条第1項に規定する道路

※ 公共空地 公園その他一般の利用に供される空地

※ 隣接する住宅 事業区域と住宅の敷地境界が50m以下の住宅

【参考図1 道路に面さない位置の目隠しフェンスの一例】



2 目隠しフェンスの構造について

(1) 目隠し率

目隠し率は100%以上を基本としますが、防犯上の理由等により100%の目隠し率が困難な場合は、住民説明会等において近隣住民等から同意が得られた場合には、目隠し率を70%以上まで低下できます。(ただし、スリット型の目隠しフェンスを用いる場合は、スリット部の幅を3cm以下としてください。)

(2) フェンスの強度

FIT法の適用の有無にかかわらず、FIT法で求められる程度の強度を有するようにしてください。

また、フェンスにシート等を張って目隠しを行う場合は、適切に固定し、風等により舞うことの無いようにしてください。

3 目隠しフェンスの高さについて

(1) フェンスの設置場所と道路境界が同じ場合

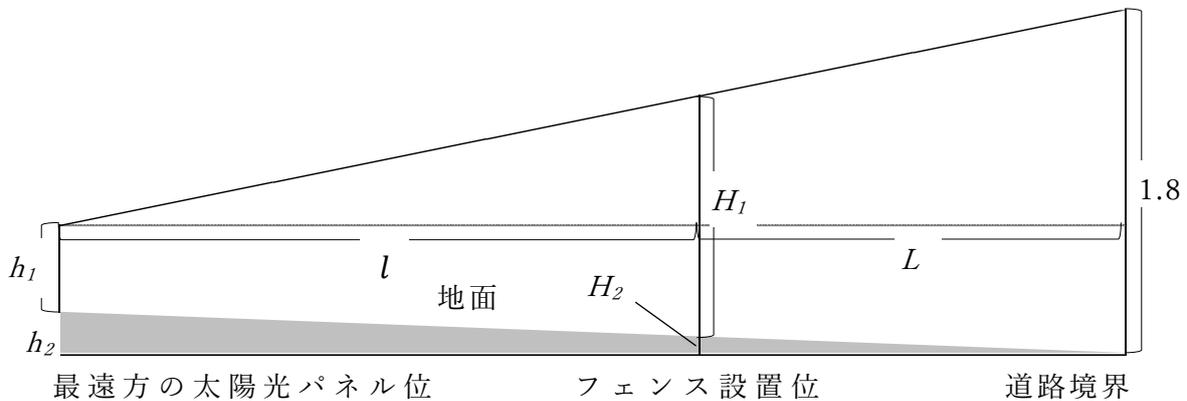
道路境界の 1.8m 以上とします。

(2) フェンスの設置場所と道路境界が離れている場合

事業地の区域境界が道路から離れている場合は、次の式に従い計算した高さと 1.8m の低い方以上の高さとしてします。

$$H_1 = \frac{(1.8 - h_1 - h_2) \times l}{l + L} + h_1 + h_2 - H_2$$

【参考図2 フェンスの設置位置と道路境界が離れている場合の例】



H：目隠しフェンス高さ

h_1 ：最遠方の太陽光パネルの高さ（最も高い位置）

h_2 ：最遠方の太陽光パネル設置地面と道路境界位置との標高差

H_2 ：フェンス設置位置地面と道路境界位置との標高差

l ：事業区域界から最遠方の太陽光パネルまでの距離

L ：道路境界から事業区域界までの距離

また、道路境界から事業区域界までの距離が 50m 以上ある場合は、事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置は必要であるが、目隠しフェンスを用いないことも可能とする。